

徳島県規則第六十一号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月三十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則（平成二十四年徳島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項中「自立訓練」の下に「、就労選択支援」を加え、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。